

## ○檜葉町心の復興事業補助金交付要綱

(平成 28 年 4 月 1 日規則第 4 号)

### (目的)

第 1 条 町は、地域のつながりに満ちた豊かな生活と震災前の町の賑わいを取り戻すため、人と人との交流と住民主体の地域づくり活動の促進を図るため、檜葉町心の復興事業を実施する事業者に対し、檜葉町補助金等の交付等に関する規則（昭和 63 年 4 月 1 日規則第 4 号。以下「補助金等規則」という。）及び檜葉町補助金等の交付等に関する要綱（昭和 63 年 4 月 1 日訓令第 5 号。以下「補助金等要綱」という。）、当該要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第 2 条 前条の目的を達するため、事業者自らが、主体的に参画し、活動するための次の各号の事業を継続的に実施する事業者に対し補助する。ただし、営利を目的とした事業及び主たる内容を一括して外部に委託する事業は除くものとする。

- (1) 地域コミュニティの再生及び新たな構築に向けた事業
- (2) 町民の心身のケアや生きがいをづくりに向けた事業
- (3) 震災の風化防止や地域活性化に向けた事業
- (4) その他、町長が認める事業

### (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 定款、規約その他これらに類するものを有していること、又は補助事業の実施期間中にこれらが整備される予定であること。
- (2) 特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動（政策提言活動は除く。）を主たる目的としていないこと。
- (4) 檜葉町暴力団排除条例（平成 26 年 6 月 20 日条例第 9 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団員等の統制の下にないこと。

### (申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金等規則及び補助金等要綱に基づき申請書を別に指示する日までに町長に提出しなければならない。なお、申請にあたっては、上記申請書の他、下記の書類を提出するものとする。

- (1) 檜葉町心の復興事業計画書（様式第 1 号）

(2) 補助事業者等概要書（様式第 2 号）

(3) その他町長が必要と認める書類

- 2 補助対象者は、補助金の交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付額の算定）

第 5 条 町長は、別表に定める基準額により交付額を定めるものとする。

- 2 町長は、前項の交付の決定を行うに当たり、前条第 2 項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

- 3 町長は、前条第 2 項ただし書の規定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（消費税等仕入控除額の確定に伴う補助金の返還）

第 6 条 補助事業者は、補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第 3 号により速やかに町長に報告しなければならない。

- 2 町長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（概算払を請求する際の提出書類）

第 7 条 補助金交付要綱第 10 条 3 項の規定により、概算払をする場合の町長に提出する書類については、上記規定に定めるものの他、下記の書類を提出するものとする。

(1) 概算払請求理由書（様式第 4 号）

(2) その他町長が必要と認める書類

（補則）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、補助金等規則及び補助金等要綱に基づくものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 28 年度の補助金から適用する。

(別 表) 檜葉町心の復興事業における基準額、対象経費及び補助率算定について

基準額	対象経費	補助率	補助対象期間
法人又は団体が行う事業に要する経費 ※営利事業は除く	檜葉町心の復興事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需要費、役務費、助成金、委託料、工事費、使用料及び賃借料、備品購入費	定 額	原則1年とする。 なお、発展的な事業等においては、町長が必要と判断する場合には、補助の継続を認めることができる。

注1 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはならない。

- (1) 補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費
- (2) 他からの転用が可能と認められる機械装置等
- (3) 印刷物等を販売する場合の印刷製本費
- (4) 敷金等の後日返金される経費
- (5) 補助対象事業のみに使ったか明確に切り分けできない経費

注2 補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日の属する年度の事業着手日から当該年度の3月31日までの期間とする。